

ふじみ野市(埼玉県)

(2005年12月13日現在)

1. 新市の基礎情報

合併の期日：2005年10月1日	合併の方式： <input checked="" type="checkbox"/> 新設・編入	<p>旧上福岡市</p> <p>旧大井町</p>
市となるべき要件の特例の適用：有(人口要件・市の全域を含む新設合併)・ <input type="checkbox"/> 無		
人口 ⁽¹⁾ ：102,153人(高齢化率 ⁽²⁾ 12.3%)	面積 ⁽³⁾ ：14.67k m ²	
議員数 ⁽⁴⁾ ：44人(法定上限34人)	一般職員数 ⁽⁵⁾ ：643人	
財政力指数 ⁽⁶⁾ ：未算出	経常収支比率 ⁽⁷⁾ ：未算出	
2004年度歳入予算額 ⁽⁸⁾ ：30,856,915千円		
うち、地方税12,696,910千円、地方交付税2,020,000千円		
合併特例債発行予定額21,223百万円／同限度額28,600百万円		
産業構造 ⁽⁹⁾ ：第一次産業1.4%、第二次産業31.8%、第三次産業66.9%		

(出典) (1)(2)(9)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併時の数。(5)：2005年度給与実態調査。(8)：2004年度当初予算額。

2. 合併関係市町村の基礎情報

関係市町村	人口 ⁽¹⁾	高齢化率 ⁽²⁾	面積 ⁽³⁾	議員数 ⁽⁴⁾	一般職員数 ⁽⁵⁾	財政力指数 ⁽⁶⁾	経常収支比率 ⁽⁷⁾
旧上福岡市	54,630人	14.9%	6.81k m ²	24人	376人	0.717	87.6%
旧大井町	47,523人	9.3%	7.86k m ²	20人	276人	0.856	90.9%

(出典) (1)(2)：2000年「国勢調査」。 (3)：2004年10月「全国都道府県市区町村別面積調」。
 (4)：合併直前の定数。(5)(6)(7)：2003年度「市町村別決算状況調」。

3. 合併の特徴

<p>(1) 合併の理由・目的<⑤財政状況、②地方分権推進、③住民ニーズの広域化・高度化></p> <p>今後の厳しい財政状況や地方分権の推進に適応するために、足腰の強い自治体を目指す必要があった。また、住民の多様化するニーズに対応する必要も求められた。</p>
<p>(2) 合併のプロセスで重視したこと<②住民の理解、①関係市町村間の合意、⑧事務事業の調整></p> <p><最も重視したことの具体的な内容></p> <p>今回の合併に先立ち、4市町の構成で合併協議を進め、住民投票により中断する経緯があったため、住民にどのように理解してもらえるかを重点に考えた。</p>
<p>(3) 中心となって合併を推進した人物・団体等<①首長、②議会・議員></p> <p><合併推進の具体的な活動></p> <p>新たな合併枠組みについて、旧上福岡市長から旧大井町長に申し入れがあり、それが発端となって議会を巻き込み、執行部・議会とも合併について推進する方向で協議を進めた。</p>

4. 合併協議

(1) 今回の合併以前における合併協議の経緯																			
<p>今回の合併協議は、2004年6月に1市1町による任意協議会の設置から始まるが、2000年4月から2003年12月までの3年9ヶ月間、住民発議をきっかけとする合併協議を富士見市、上福岡市、大井町、三芳町の4団体で進めていた。合併協議会としては、新市建設計画をまとめ合併を是とする結論を出したが、最後の判断材料として4団体同時に住民投票を行った結果、1団体において反対票が過半数を占める住民投票が成立した。その結果を受け、4団体による合併論議は終結した。</p>																			
(2) 合併関係市町村以外の市町村との合併協議																			
<p>合併関係市町村以外の市町村とは合併協議はしていない。また、現在も進めていない。</p>																			
(3) 合併関係市町村の従前のつながり																			
<p>④一部事務組合（複合的一部事務組合を含む）の構成市町村の一部、⑥広域連合の構成市町村の一部、⑧広域市町村圏の構成市町村の一部、⑩生活圏が一致、⑫その他（住民の使用する駅が同一）</p>																			
(4) 合併の端緒																			
<p>2004年2月、旧上福岡市長から旧大井町長に口頭で合併についての申し入れ、4月には任意合併協議会の設置について文書での申し入れ、5月には旧大井町長が議会と相談した結果、任意協議会の設置について旧上福岡市長に同意する旨の回答。6月に任意合併協議会の設置となった。</p>																			
(5) 任意の合併協議会（設置期間：2004年6月21日～2004年10月31日）																			
構成メンバー	首長、助役、議員各6名、住民各4名 計24名																		
運営上の工夫	以前に、4団体による合併協議を約4年間すすめ、意識調査や説明会など数多く実施していた点、合併協議の期間が限られていた点などから、独自の工夫は行っていない。																		
(6) 法定協議会（設置期間：2004年11月1日～2005年3月31日）																			
住民発議等	有（直接請求・住民発議）・ <input type="checkbox"/> 無																		
構成メンバー	首長、助役、議員各6名、住民各4名、都道府県職員（管轄地域創造センター所長）、大学等の研究者 計26名																		
運営上の工夫	任意協議会との違いとして、新市建設計画の関係から県職員と大学教授をメンバーに加えた。																		
(7) 基本5項目（①方式、②期日、③名称、④事務所の位置、⑤財産）																			
<p><協議を行ううえでの工夫></p> <p>合併の方式、合併の期日、財産の取り扱いについては、早期に結論が出た。新市の事務所の位置は、本庁と支所にどのような部署を設置しどの程度の権限を持たすかなど総合支所としてのあり方の協議共々検討した。また、新市名は公募により最多投票の市名とした。</p>																			
<p><協議開始および決定の時期></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(①方式)</th> <th>(②期日)</th> <th>(③名称)</th> <th>(④位置)</th> <th>(⑤財産)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>協議開始：</td> <td>04年11月</td> <td>04年12月</td> <td>04年11月</td> <td>04年12月</td> <td>04年12月</td> </tr> <tr> <td>合 意：</td> <td>04年11月</td> <td>04年12月</td> <td>05年1月</td> <td>04年12月</td> <td>04年12月</td> </tr> </tbody> </table>			(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)	協議開始：	04年11月	04年12月	04年11月	04年12月	04年12月	合 意：	04年11月	04年12月	05年1月	04年12月	04年12月
	(①方式)	(②期日)	(③名称)	(④位置)	(⑤財産)														
協議開始：	04年11月	04年12月	04年11月	04年12月	04年12月														
合 意：	04年11月	04年12月	05年1月	04年12月	04年12月														

<p><決定に至るまでに最も難航した項目と解決策></p> <p>難航した項目はない。新市の名称のみ、協議会のメンバーによる検討組織を設け、別協議を進めたが、公募数の多いものということで、大きな問題はなかった。</p>	
<p><基本項目①「合併の方式」の決定理由></p> <p>両市町の人口、面積、予算規模等に大きな違いがないことと、首長の協議の段階で新設合併が前提となっていたこと。</p>	<p>新設 ・ 編入</p>
<p><基本項目②「合併の期日」の決定理由></p> <p>①旧法の適用を受けるため 2006 年 3 月までに合併すること ②新市長の選挙後、新市長による 2006 年度予算の提案ができ、議会でも通年予算として審議できること ③土・日曜日がかかっているため、移転業務や電算システム統一に時間的な余裕があること 等々から。</p>	<p>2005 年 10 月 1 日合併</p>
<p><基本項目③「新市の名称」の決定手続き・理由></p> <p>決定手続：新市名称候補選定検討委員会を立ち上げ、住民の立場から公募市名の検討を行い、委員会で 3 点選定した名称を合併協議会に提案した。協議会では、投票を行うことなく、圧倒的な多数応募により新市の名称を決定した。</p> <p>選定理由：応募数が一番多いことから、合併協議会では住民の総意と判断した。</p>	<p>公募 <input checked="" type="checkbox"/> ・ 無</p>
<p><基本項目④「新事務所の位置」とその決定理由・工夫した点></p> <p>既存の上福岡市庁舎を本庁舎とし、大井町庁舎については総合的な機能を持つ同格の庁舎と位置づける総合支所方式とした。決定理由としては、執務スペースの大小、昇降設備の有無などを検討した。工夫した点としては、住民サービスが両庁舎で低下しないように、地域割りの考えを採用した。</p> <p>(新事務所以外の関係市町村の旧庁舎の取り扱い)</p> <p>条例に定める主たる事務所ではないものの、それに準ずる機能を持つ事務所とした。</p>	<p>既存施設 ・ 新規建設</p>
<p><基本項目⑤「財産の取扱い」></p> <p>(新市に引き継がなかった、または引き継ぐかどうか問題となった財産)</p> <p>正負ともになし。</p>	
<p>(8) 新市建設計画</p>	
<p>計画の期間： 10 ヶ年</p> <p>理由 合併特例債の適用期間が 10 年であること、普通交付税の算定替え期間が 10 年であること、合併における行財政改革効果が現れるには 10 年程度かかること、基本構想や基本計画の期間も 10 年であり、議会や住民に対して説明しやすいことなどから。</p>	
<p><策定に当たっての工夫></p> <p>基本的には、4 市町の合併協議で作成した新市建設計画、両市町の基本構想・基本計画をベースとしているので、大きな変化を求めてはいないが、協議会の委員からの提案や要望事業などをどのタイミングで事業化するか難しさがあった。</p>	
<p><関係市町村間での調整が難航した項目></p> <p>合併協議会の協議する内容で、難航した項目は見受けられなかった。</p>	
<p><新市建設計画の特徴または合併の理由・目的を達成するための工夫></p> <p>合併による行財政改革の効果を視覚で訴えた。</p>	
<p><新市建設計画と関係市町村の基本構想、総合計画（基本計画・実施計画等）の内容></p> <p>両市町の基本構想・基本計画をベースとし、そこに合併による事業等を入れ込んだ。</p>	

単位：百万円 ()は%	合併前 (2003年度) ⁽¹⁾	財政計画		
		2005年度	2010年度	2014年度
歳入合計	27,999	29,100	25,715	26,497
地方税	3,171(11.3)	13,205(45.4)	13,205(51.4)	13,205(49.8)
地方交付税	12,285(43.9)	2,372(8.2)	2,062(8.0)	2,573(9.7)
歳出合計	27,033	29,100	25,715	26,497
人件費	5,757(21.3)	7,020(24.1)	6,448(25.1)	5,833(22.0)
(参考:一般職員数)	(589人)	(807人)	(756人)	(701人)
公債費	4,172(15.4)	2,185(7.5)	2,561(10.0)	2,886(10.9)
普通建設事業費	6,442(23.8)	5,382(18.5)	2,529(9.8)	3,552(13.4)

(1)2003年度「市町村別決算状況調」の積み上げ

(9) 都市計画区域・用途地域の新たな設定・変更等	行っていない。都市計画区域が異なっているため、早急に統合することが必要となる。
(10) 住民への情報提供等	・広報誌等の配布（全9号。配布方法：全戸配布） ・HPの開設（2004年7月開設、随時更新、アクセス数13,500回）
(11) 住民の意向を問う住民投票・調査等の実施	実施していない。
(12) 都道府県からの支援	財政支援：合併準備支援事業交付金 1団体4,000万円 合併協議会助成事業費補助金 1団体 1,496千円 人的支援：法定合併協議会に県職員1名の派遣
(13) 外部コンサルタントへの委託： <input checked="" type="checkbox"/> 有・無	
委託費	1,995千円
委託内容	①電算システム統合に係る統合方針に関する調査検証業務 ②庁舎オフィスレイアウトに関する調査委託業務 ③例規策定支援業務

5. 合併の内容

(1) 議員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有（定数特例（定数 人）・ <input checked="" type="checkbox"/> 在任特例（在任期間1年7ヶ月））・無
その理由	新市建設計画の円滑な実施、行政の継続性の確保、合併協定項目の着実な履行、予算の適切な執行及び新年度予算の審議、総合計画等の検討等の理由による。
(2) 農業委員会の委員	
特例の適用	<input checked="" type="checkbox"/> 有（2006年9月30日まで特例措置を適用）・無
その理由	農業行政の遅滞を防ぎ継続性を確保するとともに、農業委員の選挙と市長選挙の関係から。農業委員であった者のうち選挙による委員であった者は、合併の日から1年間引き続き新市の選挙による委員として在任する。

(3) 三役		
旧上福岡市	市長、助役、収入役は失職。	
旧大井町	町長、助役、収入役は失職。	
(4) 一般職		
定員管理	<定数の削減> 合併協議では、10年間に100名程度削減。 <新規採用の抑制> 2006年度は採用なし、それ以降は退職者の2分の1を補充	
給与の調整	<給料表の統一> 旧上福岡市の給料表を使用。 <給与の再調整> 全職員がふじみ野市の職員として再計算。	
役職の調整	部長職、次長職、課長職について、概ね互い違いになるように調整。 ただし、旧大井町においては7級制であり次長職が存在しなかったため、合併時に課長職から次長職への昇格を5人行った。	
(5) 組織・機構の整備方法		
合併と同時に、部・課とも完全に統合。すべての部課を廃止し、新たな部課を設置した。市長部局は、総合政策部、総務部、市民生活部、健康福祉部、都市政策部の5部体制。整備は、組織・機構作業部会で案を検討し、本部会議で決定した。		
(6) 関係市町村の従前の支所・出張所の整備方法		
旧上福岡市	上福岡駅出張所は2006年3月末に廃止し、4月からサービスセンターを設置する予定。	
旧大井町	役場庁舎を大井総合支所庁舎として設置。	
(7) 地域審議会等		
設置の有無	有・ <input type="checkbox"/> 無	
その理由	新市の行政区域が14.67㎢と狭いこと。新設合併であり、議会議員の数もそれほど変わらないこと。総合支所方式を活用し、地域の行政サービスを低下させないことなどから設置しなかった。今後は、新市長の下で検討する予定。	
(8) 市町村税のうち、税率の調整を要した税目とその調整方法		
都市計画税	旧上福岡市 0.25% 旧大井町 0.30%	2006年4月1日から0.25%に統一。
(9) 上下水道使用料（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
上水道料金	当面は、現行のおり。	
下水道料金	当面は、現行のおり。	
(10) 上下水道以外の使用料等（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
例外措置	社会教育施設使用料等については、施設のできた経緯、規模や事業内容の違いなどから、当面は現行のおりとしているが、福祉施設などは、負担の低い方にあわせているものもある。	
(11) 国民健康保険事業の調整（調整方針：当面は旧自治体ごとに従前のおりとする）		
賦課徴収方法	旧上福岡市 保険税方式 旧大井町 保険税方式	保険税方式に統一。
所得割	旧上福岡市 7.8% 旧大井町 6.9%	当面は、現行のおり。

資産割	旧上福岡市 33.0% 旧大井町 30.5%	当面は、現行のとおり。
均等割	旧上福岡市 12,000 円 旧大井町 16,900 円	当面は、現行のとおり。
平等割	旧上福岡市 12,000 円 旧大井町 16,200 円	当面は、現行のとおり。
(12) 介護保険事業（調整方針：2006 年度の保険料改定年度に統一を図る）		
第 1 号被保険者の月額 の基準保険料	旧上福岡市 2,500 円 旧大井町 2,800 円	2005 年度は現行のとおりとし、 2006 年度の保険料改定年度に統一 を図る。また、納期は 8 期とする。
(13) 電算システムの取扱い（合併関係市町村のうち、いずれかのシステムに統一した）		
整備方法	住民情報系システムは、上福岡市のシステムに片寄せ方式とし、内部 情報系システムは、新規のシステムを構築した。なお、固定資産税など 一部のシステムには、既存のシステムを併存させたものもある。	
(14) 町・字の名称・区域		
名称・区域の変更	有・無	
変更した場合、その 内容と理由	<ul style="list-style-type: none"> ・上福岡市中央→ふじみ野市福岡中央 大井町中央→ ふじみ野市大井中央 ・上福岡市武蔵野→ふじみ野市福岡武蔵野 大井町武蔵野→ ふじみ野市大井武蔵野 同一の町名であったため「大字」の表記を削除した	

6. 合併後の状況

(1) 合併による財政削減効果：6,200 百万円/ 10 年間	
(2) 基本構想および総合計画の策定	
基本構想	今後策定に取り掛かる予定(2005・2006・2007 年度)
総合計画	今後策定に取り掛かる予定(2005・2006・2007 年度)
(3) 合併による効果	
<p><②サービスの高度化・多様化></p> <p>高度化・多様化する住民のニーズに応えるためには、専門職員の育成やきめ細かい組織機構の構築が必要となる。合併することで幅広いサービスを展開することができる。</p>	
<p><⑤行財政の効率化></p> <p>厳しい財政状況の中、今後の自治体の存続には、行財政改革による効率化は避けて通れない。また、地方分権の推進に伴い、自治体の受け皿としての機能も求められている。合併することで行財政改革を進めるとともに、強固な行財政基盤を構築することができる。</p>	
<p><①住民の利便性の向上></p> <p>住民の生活圏が同一の当地域では、合併によって行政の違いによる壁を取り払い、住民の利便性の向上を目指すことができる。</p> <p>また、大井町には駅や出張所がなかったため、すべての住民が本庁舎に行くこととなる。合併することで、各施設で住民サービスを受けることができ、利便性の向上につながる。</p>	

(4) 合併による問題点と解決策

<①役場が遠くなり不便になる>

物理的な面で役場が遠くなるわけではないが、10万都市になることで、今までの町民と町長、市民と市長という関係が失われることを危惧する人がいるが、広聴機能を充実することで住民の声は聞くことができる。さらに、電算情報の共有化により、利便性が上がることがあっても不便になることはない。

<④各地域の歴史、文化、伝統が失われる>

各地域で育んできたコミュニティ、祭りなど、合併によってなくなってしまうのではないかとの声が聞かれるが、合併協議でも確認されているとおり、それぞれの地域のコミュニティや祭りはそのまま残し、さらに、新市として一体感を深められるような事業を構築することで、各地域の良さは残される。

<②中心部と周辺部の格差が増大する>

合併前から、中心部以外の住民からは施設や都市整備などで格差があるのだから、合併するとますます格差が広がるという意見があるが、新市建設計画では、地域格差が広がらないような施策を考え、さらに、基本構想・基本計画と引き継がれる。また、新市を一体的に考えた議員も誕生するので、格差が広がることは考えにくい。

(5) 残された課題

住民の利便性を低下させないために、既存の両庁舎にサービス系の機能を残す総合支所方式を取り入れたが、本来の合併の目的である、行財政改革を進めるためには、どうしても大きなハードルとなってしまう。今後の組織のあり方が課題として残っている。